

○県の民間企業における障がい者雇用の状況は、平成29年6月1日現在で障がい者実雇用率2.02%と全国平均1.97%を上回っている。平成30年4月に法定雇用率が2.2%に引き上げられたことから、引き続き、障がい者の一般就労に向けた支援を推進する必要がある。

○障害者総合支援法には、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるために、障がい者の就労が重要施策として位置づけられており、県においても就労支援施策を推進する必要がある。

I 一般就労拡大の推進

拡 1 精神障がい者雇用促進事業(労働雇用課)

平成27年度より中濃圏域にモデル配置している「精神障がい者支援ワーカー」を各圏域の障害者就業・生活支援センターに配置し、企業や医療・福祉関係機関との連携、障がい特性に合わせた専門的な助言等を行う。

2 障がい者雇用拡大支援事業(労働雇用課)

「障がい者雇用開拓員」を県内各障害者就業・生活支援センターに設置し、企業への戸別訪問等を通じて障がい者雇用を促すほか、職業訓練や職場実習の受け入れ等を要請し、定着に関する支援や関係機関等との連絡調整を行う。

拡 3 障がい者雇用企業支援センター運営事業(労働雇用課)

障がい者雇用企業支援センターを設置し、企業訪問や雇用に向けたアドバイス等、障がい者を雇用する企業への支援を実施。

拡 4 障がい者チャレンジ就労促進事業(労働雇用課)

障がい者の雇用に前向きな企業と障がい者をマッチングし、短期の職場実習を実施するとともに企業現場の見学会を実施。

拡 5 障がい者就労支援オフィス運営費(人事課)

県庁内に障がい者就労オフィスを設置し、障がいのある方に「公務職場における働く場」を提供し、民間企業等へのステップアップ就労を推進。

拡 6 障がい者雇用拡大事業(人事課)

県庁、現地機関において、障がい者雇員を雇用。

拡 7 障がい者農の雇用モデル支援事業(農業経営課)

農業分野での障がい者の一般就労拡大及び福祉事業所の経営体としての農業参入の推進に向け、福祉分野と連携した推進体制を整備し、農福連携推進アドバイザーの設置や啓発活動を実施。

II 福祉的就労の充実

拡 1 セルフ支援センター運営費補助(障害福祉課)

会員事業所に対し、販売機会の確保、製品開発の支援、作業等の受注に関する情報提供を行うセルフ支援センターの運営に対し補助。平成30年度は、障害者支援施設・障害福祉サービス事業所における就労支援事業について、新しい取り組みを調査研究し、普及啓発を実施する。

2 社会就労推進工賃向上計画推進事業(障害福祉課)

福祉施設への専門家の派遣、研修を行うことによって、就労継続支援B型事業所の工賃向上を支援する。

3 福祉メディアステーション運営費補助(障害福祉課)

障がい者の情報技術技能の取得を支援する福祉メディアステーションの運営に対する補助を行う。

4 障がい者農業参入チャレンジ事業(障害福祉課)

障がい者農業就労支援コーディネーターを配置し、障がい者就労支援施設と農業者の橋渡しを行うことで、施設の農作業の仕事の受注を促進し、農業分野における障がい者の就労機会の拡大を図る。